

○ランバス留学基金規程

昭和52年1月13日
理事会決定

第1条 学校法人関西学院は、関西学院の創設者ランバス院長のキリスト教精神を継承し、関西学院の教育に貢献することのできる人材を養成するため、関西学院の内外より将来性ある志望者を募り、これを選抜して海外に留学させることを目的としてランバス留学基金を設定する。

第2条 理事会は、ランバス留学基金を管理運営し留学者を決定するために、ランバス留学基金委員会（以下「基金委員会」という。）を設ける。

2 基金委員会は、年度末に理事会にその基金の収支を報告し、承認を求めなければならない。

第3条 基金委員会は、次の委員をもって構成する。

- 1 院長
- 2 学長
- 3 高中部長
- 4 宗教総主事
- 5 常務理事
- 6 常任理事1名
- 7 事務局長
- 8 学院教育に理解ある者のなかより理事会において選任された者若干名

2 委員会が必要と認めた場合は、[前項](#)に規定する構成員以外の者を出席させることができる。

第4条 [前条第1項第8号](#)の委員の任期は3年とする。

第5条 基金委員会は院長が委員長となり、委員会を招集し議長となる。

2 常務理事は副議長となり、院長が差支えあるときは議長を代行する。

第6条 基金委員会は各候補者選考機関からの留学候補者について基金運営面から審議し、留学生及び留学費を決定し、理事会に報告する。

第7条 この基金による留学に関する必要な事項は、[ランバス留学基金規程施行細則](#)に定める。

第8条 基金委員会は必要を認めたときは、留学計画その他につき指示を与えることができる。

第9条 この委員会の事務は法人部秘書課が行う。

第10条 [この規程](#)の改廃は、基金委員会で立案し常務委員会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 [この規程](#)は、1977年(昭和52年)1月13日から施行する。

2 [この規程](#)は、1979年(昭和54年)4月1日から改正施行する。

3 [この規程](#)は、1980年(昭和55年)7月10日から改正施行する。

4 [この規程](#)は、「関西学院ランバス留学基金規程」から「ランバス留学基金規程」と名称を改め、1990年(平成2年)4月1日から改正施行する。

5 [この規程](#)は、理事会常務委員会の名称を常務委員会と変更し、1997年(平成9年)4月1日から改正施行する。

6 [この規程](#)は、2001年(平成13年)4月1日から改正施行する。

7 [この規程](#)は、2004年(平成16年)4月1日から改正施行する。